

安全・安心な面会交流の確保・充実に向けた対応等を求める緊急提言（案）

本年二月十日、上川法務大臣が、離婚およびこれに関連する制度の見直しについて、法制審議会に諮問した。この法制審議会では、離婚後の子どもへの養育への父母の関与のあり方を始め、離婚後養育について広く検討がされる予定であり、このような動きは我々「共同養育支援議員連盟」としては悲願とするところである。

もつとも、政府の検討としてはスタートラインに立ったばかりであり、これから、子どもへの最善の利益のため、着実にかつ速やかに取組みを進める必要がある。そして、子どもの経済的支援のために養育費の支払い確保が重要であることは言うまでもないが、子どもの精神的支援のために安全・安心な面会交流の確保・充実は不可欠である。養育費の支払いと面会交流はいわば車の両輪であり、どちらかだけでは、決して子どもの最善の利益を図ることはできない。これは揺るぎない理念である。

そこで、当議員連盟は、面会交流の重要性の観点から意見表明をすべく、法務省および厚生労働省を始めとする政府に対し、以下の提言を行うものである。

記

一 「面会交流」という用語について、「面会」という用語は刑事施設等に收容されている者が想起されやすく、親と子が継続的に会うことを表す用語として必ずしもふさわしくはない。また、「面会交流」は非日常的であり、「養育費」と比べて一般に浸透してはいない。そこで法制審議会への諮問を機に、より理解しやすく、親と子の精神的なつながり・絆を表す用語を使うべきであり、以下提言する。

「面会交流」を「親子交流」と表すこと。なお当面カッコ書きを付加して（民法・面会交流）とする等の工夫もありえる。

二 法制審議会では民事法の見直しを検討されるが、制度面だけでなく運用面の改善も並行して進めていくべきである。そして、安全・安心な面会交流の実施に向けて、専門の支援機関による充実したサポート、そのための環境整備が不可欠である。この点は当議員連盟の一貫した主張であり、改めて以下提言する。

親子交流支援の実態調査や、現行の支援事業の抜本的拡充など、民間の親子交流支援機関の展開・充実に、早急に取り組むこと。

三 父母が別居・離婚しても、子どもからすればいずれも生涯変わらず親であり、親子の触れ合いが子どもの健やかな成長のために必要不可欠であることは言うまでもなく、十分な親子交流の確保は急務である。特に協議離婚時における親子交流の取決めが担保されるのが重要である。また、離婚しても親であるのだから、DV等の深刻な問題があることにも留意しつつ、離婚後も父母双方が親権を持ち、子の養育に関与して責任を果たすことが当然であり、このことは国際的潮流でもある。他方で、政府においては、養育費の支払い確保だけ先んじて検討されてきた経緯があることを懸念し、以下提言する。

法制審議会においては、養育費の支払い確保だけ検討したり、答申したりするのではなく、車の両輪である養育費の支払いと親子交流の双方について、足並みを揃えて検討・答申すること。

法制審議会において、離婚後の共同親権制度についても検討すること。

令和三年三月四日

共同養育支援議員連盟会長 馳 浩